

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携 オープンイノベーションを活用し最新の技術・情報を中小受託事業者と共有することに取り組みます。自前主義からの脱却を図る取り組みを進めています。
- b. IT実装支援 取引先とのEDI導入・アピールを進め、手作業による入力ミスの防止・業務の自動化・効率化・コスト削減を行っています。
- c. 専門人材マッチング 技術者的人材育成を推進するため、最新の技術・情報を都度共有し意見交換・実施・確認をするようにしています。

### 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

### 3. その他

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、中小受託事業者と十分な協議を行い決定します。

取引先にはパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

約束手形の利用は廃止します。受託事業者間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2026年1月7日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

合同会社ドローンワーク  
企 業 名

代表社員 茂登利 真奈美  
役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。